

平成29年8月10日
東北経済産業局

平成29年7月22日からの大雨に係る災害に関して セーフティネット保証4号の指定地域を拡大します

平成29年7月22日からの大雨に係る災害に関し、既にセーフティネット保証4号を指定している秋田県大仙市に加えて、秋田市及び横手市を対象とします。
これにより、同市内の中小企業者の資金繰りを一般保証とは別枠の100%保証で支援します。

昨日8月9日、秋田県から、平成29年7月22日からの大雨に係る災害によって多数の中小企業・小規模事業者が事業活動に影響を受けているとして、セーフティネット保証4号（※）の対象地域に秋田市及び横手市を指定することについて要請がありました。

※ 売上高等が減少している中小企業者等の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証する制度（参考資料）。

これを踏まえ、本日、今般の災害に関するセーフティネット保証4号の指定地域として、既に指定している秋田県大仙市に加えて、秋田市及び横手市を追加することとしました（近日中に官報にて告示予定）。

これを受け、秋田県信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

引き続き今般の災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期して参ります。

<参考> 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2017/170808saigai.htm>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2017/1708104gou.htm>

（本件にかかるお問合せ先）

東北経済産業局 産業部 中小企業課長 松田 吉紀

担当者：安藤、佐々木、後藤

電話：022-221-4922（直通）

セーフティネット保証4号の概要

参考資料

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1)災害の発生に基因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2)災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

①対象資金:経営安定資金

②保証割合:100%保証

③保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →

④保証人:原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内